

# 石川県公報

平成30年11月16日

第13157号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		目 次	
○一般競争入札の落札者等	(産業政策課)	1	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) 3
○保安林の指定の解除予定	(森林管理課)	1	○土地改良区の役員就任公告 (同) 4
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定	(水産課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 6
公 告			○入札公告 (水道企業課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	2	

## 告 示

### 石川県告示第488号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
計装化振動試験機 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県工業試験場管理部総務課
- 落札者を決定した日  
平成30年9月21日
- 落札者の名称及び所在地  
丸文通商株式会社金沢支店  
金沢市松島一丁目40番地
- 落札金額  
32,940,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年8月10日

### 石川県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除予定保安林の所在場所  
羽咋市千石町ハ34の2から34の4まで、41、44の2から44の4まで、45の2、45の3、46

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**石川県告示第490号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀市

---

**公 告**

---

**特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成30年10月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 百万石ワールドカフェ
- 3 代表者の氏名  
坂本 由美子
- 4 主たる事務所の所在地  
金沢市金石西1丁目3番3号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、相互交流・協力促進のための事業及び社会活動の推進や団体の運営に携わる人材を育成する事業を行い、地域社会の自律的な構築と永続的な発展に寄与することを目的とする。

- 
- 1 申請のあった年月日  
平成30年10月25日
  - 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 金沢観光創造会議
  - 3 代表者の氏名  
高 由紀
  - 4 主たる事務所の所在地  
金沢市問屋町1丁目20番地
  - 5 定款に記載された目的

この法人は、伝統文化、歴史的資産及び産業について、金沢市の発展に貢献する活用に関する事業を行い、金沢市を核とした中心市街地の賑わいのあるまちづくりの推進や経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

- 
- 1 申請のあった年月日  
平成30年10月28日
  - 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 大妙
  - 3 代表者の氏名

深井 春雄

## 4 主たる事務所の所在地

白山市木津町1284番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、その他困難を抱えた人々に対して、又これから高齢者になろうとする多くの人々に対して、居宅及び通所支援サービスに関する事業を行い、介護予防の観点に立ち、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	神 野 外 志	七尾市八幡町ヲ部20番地	平成30年8月21日
〃	和 田 修	〃 国下町子部47番地	〃
〃	松 下 一 清	〃 千野町セ部36番2地	〃
〃	大 松 與 四 男	〃 八田町レ部12番地	〃
〃	林 繁 壽	〃 中挾町ツ部21番地	〃
〃	萩 原 正 憲	〃 江曾町ウ部42番地	〃
〃	中 村 昭 男	〃 飯川町12部27番地	〃
〃	瀧 口 勲	〃 若林町テ部14番地	〃
〃	佐々木 芳 晴	〃 下町ウ部20番地	〃
〃	坂 井 助 光	〃 細口町ホ部29番地1	〃
〃	鷹 合 実 知 夫	〃 国分町ウ部97番地	〃
〃	中 森 芳 男	〃 本府中町モ部138番地1	〃
〃	川 尻 章 夫	〃 上府中町セ部15番地	〃
〃	佐 藤 喜 典	〃 所口町ハ部19番地	〃
〃	川 原 重 男	〃 天神川原町ホ部30番地	〃
〃	山 田 重 隆	〃 藤橋町ナ部15番地	〃
〃	森 仁 志	〃 藤橋町ラ部1番地	〃
〃	西 澤 治 彦	〃 古府町ヌ部65番地	〃
〃	杉 本 吉 男	〃 古府町ラ部42番地	〃
〃	基 村 昭 一	〃 藤野町イ部16番地	〃
〃	網 谷 廣 子	〃 松百町ヌ部117番地1	〃
〃	山 下 眞 一 郎	〃 池崎町ヨ部128番1地	〃
監 事	築 山 武 則	〃 若林町ウ部34番地	〃
〃	鷹 合 清 嗣	〃 国分町ア部8番地	〃
〃	青 木 誠	〃 藤橋町ソ部18番地	〃
〃	杉 藤 敏 信	〃 杉森町タ部1番地	〃

富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	寺 井 康 人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	平成30年10月10日
〃	小 林 俊 一	〃 富来領家町子の17番地8	〃
〃	秋 元 昭 園	〃 八幡3の156番地	〃

〃	畑 中 征 士	〃	里本江37の13番地71	〃
〃	塩 川 義 雄	〃	里本江53の81番地	〃
〃	増 田 邦 彦	〃	給分ハの23番地 2	〃
〃	岡 雅 博	〃	中浜ヲの48番地 1	〃
〃	内 濱 英 世	〃	相神への10番地	〃
〃	多 田 利 昭	〃	相神口の131番地	〃
〃	川 辻 卓 司	〃	酒見松田51番地	〃
監 事	高 木 茂 幸	〃	富来領家町ニの43番地	〃
〃	木 下 正 幸	〃	八幡座主 4 の24番地	〃
〃	戸 坂 忠 寸 計	〃	里本江54の 6 番地	〃
〃	亀 田 重 三 郎	〃	中浜ヲの62番地甲	〃
〃	田 邊 有 造	〃	相神口の87番地	〃
〃	三 本 松 繁	〃	給分ニの41番地 1	〃

## 手取川七ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	辻 惠 一	白山市小柳町へ325番地	平成30年10月23日
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮 西 久 信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	東 本 政 光	〃 木津町 1 番地	〃
〃	竹 内 茂 男	〃 明島町ム34番甲地	〃
〃	徳 田 誠 一	〃 宮永市町275番地	〃
〃	本 屋 彌 壽 夫	〃 長島町72番地	〃
〃	竹 内 美 智 雄	〃 村井町354番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	伊 藤 健 三	〃 漆島町60番地	〃
〃	宮 西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地 9	〃
〃	新 宅 和 幸	〃 字田子島甲72番地	〃
監 事	中 川 賢 二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	水 尾 隆	〃 水島町40番地	〃

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 七尾土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	小 林 秀 和	七尾市八幡町ホ部 2 番地	平成30年 8 月 22 日
〃	和 田 修	〃 国下町子部47番地	〃
〃	白 山 博	〃 千野町ナ部52番地	〃
〃	竹 林 忠 義	〃 八田町ヨ部65番地	〃
〃	林 繁 壽	〃 中挾町ツ部21番地	〃
〃	室 塚 義 明	〃 江曾町井部55番地	〃
〃	武 元 晴 彦	〃 飯川町12部26番地	〃
〃	瀧 口 勲	〃 若林町テ部14番地	〃

〃	守 友 清 蔵	〃 下町ツ部32番地	〃
〃	前 吉 俊 明	〃 白馬町13部37番地	〃
〃	坂 井 助 光	〃 細口町ホ部29番地 1	〃
〃	古 木 眞 人	〃 国分町カ部31番地	〃
〃	中 森 芳 男	〃 本府中町モ部138番地 1	〃
〃	川 尻 章 夫	〃 上府中町セ部15番地	〃
〃	佐 藤 喜 典	〃 所口町ハ部19番地	〃
〃	川 原 重 男	〃 天神川原町ホ部30番地	〃
〃	山 田 重 隆	〃 藤橋町ナ部15番地	〃
〃	杉 本 喜 久 雄	〃 藤橋町ナ部17番地	〃
〃	西 澤 治 彦	〃 古府町ヌ部65番地	〃
〃	杉 本 吉 男	〃 古府町ラ部42番地	〃
〃	基 村 昭 一	〃 藤野町イ部16番地	〃
〃	寅 松 清 一	〃 大田町 6 部74番地 1	〃
〃	細 川 正 行	〃 国分町ワ部52番地	〃
監 事	築 山 武 則	〃 若林町ウ部34番地	〃
〃	鷹 合 清 嗣	〃 国分町ア部 8 番地	〃
〃	青 木 誠	〃 藤橋町ソ部18番地	〃
〃	杉 藤 敏 信	〃 杉森町タ部 1 番地	〃

## 富来地区開拓パイロット事業土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	寺 井 康 人	羽咋郡志賀町富来領家町ニの58番地甲	平成30年10月11日
〃	小 林 俊 一	〃 富来領家町子の17番地 8	〃
〃	砂 井 良 夫	〃 八幡 9 の25番地	〃
〃	塩 川 義 雄	〃 里本江53の81番地	〃
〃	戸 坂 忠 寸 計	〃 里本江54の 6 番地	〃
〃	三 本 松 繁	〃 給分ニの41番地 1	〃
〃	水 岡 康 明	〃 中浜ヲの29番地	〃
〃	若 宮 勇	〃 相神への36番地	〃
〃	横 濱 朝 夫	〃 相神ハの141番地	〃
〃	和 泉 公	〃 酒見寺家 9 番地	〃
監 事	高 木 茂 幸	〃 富来領家町ニの43番地	〃
〃	木 下 正 幸	〃 八幡座主 4 の24番地	〃
〃	池 端 満	〃 里本江54の 8 番地	〃
〃	山 本 政 直	〃 給分ホの 6 番地 2	〃
〃	岡 雅 博	〃 中浜ヲの48番地 1	〃
〃	田 邊 有 造	〃 相神口の87番地	〃

## 手取川七ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	辻 惠 一	白山市小柳町へ325番地	平成30年10月24日
〃	小 林 溥 志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮 西 久 信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	東 本 政 光	〃 木津町 1 番地	〃
〃	竹 内 茂 男	〃 明島町ム34番甲地	〃
〃	中 川 賢 二	〃 宮永市町260番地	〃

〃	本 屋 彌 壽 夫	〃 長島町72番地	〃
〃	佐 武 憲 一	〃 村井町96番地	〃
〃	西 田 榮 次	〃 徳光町18番地	〃
〃	伊 藤 健 三	〃 漆島町60番地	〃
〃	宮 西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	新 宅 和 幸	〃 字田子島甲72番地	〃
監 事	中 村 信 夫	白山市明島町又143番地	〃
〃	吉 村 清 人	〃 四ツ屋町61番地	〃

#### 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字庄り88番1及び88番7	幅員 6.00m 延長 53.05m	河北郡津幡町字清水ア13番地 山崎不動産有限会社	平成30年11月7日

#### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年11月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

##### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託
- (2) 委託業務場所 白山市白山町・中島町 地内
- (3) 委託業務期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで  
ただし、次に掲げる業務習熟期間を設ける。  
契約締結日から平成31年3月31日まで
- (4) 委託業務内容 仕様書等による。
- (5) 予定価格 151,534,800円（税込み）
- (6) 最低制限価格 有
- (7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までの期間に、県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- （平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 本社の所在地が石川県内にあること。
- (5) 平成15年度以降に、国内において地方公共団体等（企業団及び事務組合を含む。）から浄水場又は下水処理場の運転監視業務を受託した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を全て満たす者を配置できること。
- ア 管理技術者（1名）
    - (ア) 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。）又は上水道の用に供する国内の浄水場（河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力が一日当たり10,000立方メートル以上の浄水場に限る。以下同じ。）の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。
    - (イ) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）と、入札参加資格確認申請書提出時（以下、「申請時」という。）において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
  - イ 業務従事者
    - (ア) 主業務従事者（3名以上）
      - a 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。）又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。
      - b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
    - (イ) 副業務従事者（3名以上）
      - a 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。）又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に1年以上の実務経験を有すること。
      - b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- 3 入札参加資格の確認手続等
- 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所等
- ア 提出期間  
平成30年11月16日（金）から同年12月5日（水）まで（石川県の休日定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
  - イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 提出場所 白山市白山町336番地  
石川県手取川水道事務所庶務課
  - エ 提出方法 直接持参により提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果通知
- 確認の結果通知は、平成30年12月7日（金）までに通知する。
- (3) 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明
- ア 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

イ 理由の説明請求は、平成30年12月13日(木)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は(1)ウの提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成31年1月15日(火)までに書面により行う。

#### 4 入札説明書及び設計図書等の交付

(1) 入札説明書及び設計図書等の交付場所

石川県手取川水道事務所庶務課

(2) 交付期間

平成30年11月16日(金)から同年12月5日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書に対する質問の期間及び方法

平成30年11月16日(金)から同年12月4日(火)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は任意)を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

平成30年11月16日(金)から同年12月5日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

#### 5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年12月14日(金)午前10時 石川県手取川水道事務所

(2) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

#### 6 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札心得、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 8 入札の無効

入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わなかった者、入札に関する注意事項を厳守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は無効とする。

#### 9 契約書作成の要否 要

#### 10 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低制限価格以上である者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 11 問合せ先

石川県手取川水道事務所庶務課

〒920-2115 白山市白山町336番地

電話番号 076-273-1305



(様式第1号)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本正憲 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成30年11月16日付けで公告のあった下記の業務に係る入札に参加する者に必要な資格について確認されたく、入札参加資格確認資料を添えて申請します。

記

- 1 委託業務名 石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
別紙のとおり

問い合わせ先

石川県手取川水道事務所庶務課

電話 076-273-1305

(別紙)

内 容	該当・非該当の別
入札公告の2(1)から(3)について	該当・非該当
入札公告の2(4)について	該当・非該当
入札公告の2(5)について	該当・非該当
入札公告の2(6)管理技術者 予定者の氏名	(ふりがな)
ア 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること。(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)	該当・非該当
イ 上水道の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力10,000m <sup>3</sup> /日以上)の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。	該当・非該当
ウ 乙と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。	該当・非該当
入札公告の2(6)主業務従事者 予定者1の氏名 予定者2の氏名 予定者3の氏名	(ふりがな)
ア 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること。(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)	該当・非該当
イ 上水道の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力10,000m <sup>3</sup> /日以上)の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。	該当・非該当
ウ 乙と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。	該当・非該当
入札公告の2(6)副業務従事者 予定者の氏名 予定者の氏名 予定者の氏名	(ふりがな)
ア 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること。(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)	該当・非該当
イ 上水道の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力10,000m <sup>3</sup> /日以上)の運転監視業務に1年以上の実務経験を有すること。	該当・非該当
ウ 乙と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。	該当・非該当

※ 申請者は、資格の内容を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○を付すること。欄が不足する場合は、適宜複写して追加すること。